

茨城県信用組合と茨城労働局が「働き方改革にかかる包括連携協定」を締結しました！

平成 31 年 3 月 14 日



茨城労働局 福元局長 茨城県信用組合 渡邊理事長



協定書に署名する福元局長(左)と渡邊理事長(右)

茨城労働局(局長 ^{ふくもと としなり} 福元 俊成)は、茨城県信用組合(理事長 ^{わたなべ たけし} 渡邊 武氏)と、より緊密に連携して茨城県内の働き方改革を推進するため、平成 31 年 3 月 14 日(木)、「働き方改革にかかる包括連携協定」を締結し、相互の理解を強化することといたしました。

今後、当局では、長時間労働の是正をはじめ、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な格差の解消、労働生産性の向上、人材の確保や人材育成などの働き方改革の諸問題に取り組むため、地域の中小企業・小規模事業者等と密接に関わっている茨城県信用組合と連携・協力して、中小企業等における働き方改革の取組を推進するための施策を行っていきます。

茨城県信用組合と茨城労働局間の包括連携に関する協定書(抜粋)

茨城県信用組合(以下「甲」という。)と茨城労働局(以下「乙」という。)とは、相互の連携強化を図ることにより、茨城県内(以下「県内」という。)の労働者の「働き方改革」及び地域振興等を推進するため、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、県内の「働き方改革」及び地域振興等を推進することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議の上連携し、協力する。

- (1)労働者の職場環境を含めた処遇の改善、ワークライフバランスの推進、その他の働き方改革に関すること。
- (2)県内事業所の労働生産性の向上に関すること。
- (3)県内における雇用の促進および安定に関すること。
- (4)茨城労働局の施策のPRに関すること。
- (5)その他本協定の目的に沿うこと。